

業庫第50号(例)  
2024年9月26日

歳入(復)代理店引受金融機関本部  
歳入(復)代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

日本銀行における歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改等に伴い、標記規程(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、2024年10月15日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正における留意事項は、次のとおりです。

1. 歳入金等受入小計表の廃止について

2023年3月1日付業庫第13号により、集計表の第1片に添付する歳入金等受入小計表を廃止しました。この際、「日本銀行における歳入金等OCR帳票を処理するシステム更改までの間は、改正前の「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」Ⅲ. 4.の規定により、引続き、歳入金等受入小計表を作成し、集計表の第1片に添付したうえ、日本銀行(証票提出先)に送付いただくことができる」旨も併せて通知しましたが、この経過的扱いは、本改正に伴って廃止します(2024年10月15日を資金払込日とする分から、当該歳入金等受入小計表は使用不可とします。)

なお、「歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改対応にかかる稼働開始予定日等について」(2024年9月4日付業庫第46号)の本文2.によりお知らせしたとおり、当該歳入金等受入小計表以外にも、2024年10月15日を資金払込日とする分から使用不可とする、または所要の対応が必要となる歳入金等OCR関係帳票がありますので、期日までのご対応をお願いします。

2. 日銀OCR分の領収済通知書に領収印を押し直す場合の取扱い変更について

本件改正に伴い、日銀OCR分の領収済通知書に領収印（または出納印）を押し直す場合の取扱いを次のとおり見直します<sup>(注)</sup>。なお、本見直し後の運用は、2024年10月15日受入分から開始いただくようお願いします。また、本見直し後の運用を行うことが困難な場合には、現行の運用を継続していただくことで差支えありません。

(注)「歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改対応にかかる稼動開始予定日等について」(2024年9月4日付業庫第46号)の本文3.によりお知らせした件です。

(現行) 住所、氏名欄の裏面に押す。

(変更後) 表面に押し直すことができる十分な余白があるときは、当該余白に押す。十分な余白がないときは、領収印（または出納印）の押し直しを行うことなく、表面の適宜の余白に必要な記入事項（日付、金融機関名・店舗名および領収の旨）を記載する。

### 3. 資金決済制度の見直しについて

2025年3月3日より、歳入代理店等が受入れた歳入金等の資金決済制度の見直しを予定しています。これに伴い、資金決済について、日本銀行が指定する業務区域を撤廃し、任意の資金払込店での資金決済を可能とします。任意の資金払込店に変更等のうえ資金決済を行うことを希望する場合には、「歳入代理店等が受入れた歳入金等の資金決済制度の見直しにかかる開廃手続き等に関する事前のご案内」(2024年5月31日付業庫第34号)をご参照のうえ、期限までに必要な開廃手続きを行ってください。

以 上

## 「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- I. 1. 中、注書きを削る。
- I. 2. の表を横線のとおり改める。

用語・略称	解説
歳入代理店 ┆ 代理店(一般代理店)	略(不変)
┆	
払込店	
資金払込店	<p>歳入代理店引受金融機関がは、日本銀行との間で国庫金の受入金にかかる資金決済を行う店舗を資金払込店といい、歳入代理店引受金融機関は、払込店の所在地に応じて別表1の範囲内で選択し、て日本銀行に届け出ている(資金払込店は、日本銀行の当座勘定取引先である必要があるが、歳入代理店でなくてもよい)。</p> <p>資金払込店は、自行庫等の歳入代理店およびその派出先が受入れた国庫金の受入金(自行庫等の一般代理店が取扱った歳入金等を払込店が取りまとめることについて、日本銀行の承認を受けた場合には、当該歳入金等の受入金を含む。)のみならず、復託または復々託先の金融機関または銀行代理業者等が受入れた国庫金の受入金にかかる資金決済も行うこととなっている。</p>
証票提出先 OCR処理店	略(不変)
日銀OCR分 ┆ 領収控	歳入金等の受入書類は、大別すると、①日銀OCR分と②通常分の2種類に区分され、いずれの区分に属するかによって、官庁への領収済通知の仕方および日本

	<p>銀行への証拠書類の提出方法が異なる。このため、歳入代理店等の後方整理事務や払込店事務の中では、参考書式第 10 号から第 14 号までの受入書類（アンダーカラー（受入書類の下辺に印刷または手書きにより表示されている帯状の目印をいう。以下同じ。）が付されているものを除く。）は日銀OCR分として、これ以外の受入書類は通常分として取扱うこととなっている。</p> <p>なお、日本銀行では、日銀OCR分の場合は受入書類自体を、通常分の場合は受入書類にかかる集計表（書式第 1 号）を、光学読取式電子情報処理組織で読取ることとなるが、通常分の受入書類の中にも、官庁において光学読取式電子情報処理組織を使用して読取処理（＝OCR 処理）を行っているもの（例えば、国民年金保険料の受入書類）が存在する。このような受入書類を官庁OCR分といい、OCR 帳票が使用されているため、歳入代理店等の後方整理事務や払込店事務においては、誤って日銀OCR分に仕分けられないよう、注意が必要である。</p> <p>また、歳入金等の受入書類は、基本的に 3 片で 1 セットとなっているが、この手続では、このうちの領収証書および領収済通知書以外の 1 片を、領収控とっている。</p>
<p>電子収納 ┆ 電子収納事務にかかる払込店</p>	<p>略（不変）</p>

○ I. 6. (1) イ. (ハ) を横線のとおり改める。

(ハ) 店名は、出張所については「○○支店○○出張所」、事務所については「○○事務所」とする。また、銀行代理業者等の店舗の場合には、当該業者等の名称または所属銀行等の名称<sup>(注)</sup>および店舗名—(所属銀行等の名称は不要)とする。

(注) 所属銀行等の名称とする場合には、所属銀行等に同一の名称の店舗がないこと。

○ I. 6. (1) ロ. (イ) b. を横線のとおり改める。

b. 正式な金融機関名（銀行代理業者等の店舗が使用するものは、当該業者等の名称または所属銀行等の名称<sup>(注)</sup>~~(所属銀行等の名称は不要)~~）、店名および日付が表示されていること。この場合、金融機関名または銀行代理業者等の名称について、略称（「銀行」、「信用金庫」、「信金」、「信用組合」または「信用農業協同組合連合会」の文字を省略する場合も含む。）を使用することができる。

(注) 所属銀行等の名称とする場合には、所属銀行等に同一の名称の店舗がないこと。

○ I. 7. (6) を次のとおり改める（全面改正）。

(6) 払込店における集計表の集中作成に関する届出

払込店が集計表の集中作成を開始し、もしくは取り止める場合には、歳入代理店引受金融機関（歳入復代理店引受金融機関の払込店が届出の対象である場合には、復託元の歳入代理店引受金融機関）が、様式第 22 号または様式第 23 号により届け出る。

○ I. 7. の次に次の 8. を加える。

8. 集計表等を機械作成する場合等における事前連絡

歳入代理店または払込店が、集計表、歳入金等受入合計表（書式第 2 号）、歳入金等受入小計表（書式第 3 号）もしくは歳入金等受入日計表（書式第 4 号）の機械作成を開始する場合またはこれらの帳票の機械作成に使用するプリンタを更新する場合<sup>(注1)</sup>は、あらかじめ日本銀行（OCR 処理店）に連絡する<sup>(注)</sup>

2)。

(注1) 機械作成に使用するプリンタの印字ヘッドを更新する場合や、機械作成に使用する機器についてピッチやフォントの変更を伴うプログラム更新を行う場合等を含む。

(注2) 当該帳票の印字字形について、日本銀行における事前確認を要するため、余裕を持って連絡すること。

○ II. 1. (1) イ. を横線のとおり改める。

#### イ. 事務の概要

歳入代理店等は、その窓口において、納付者等から、受入書類に、現金または小切手を添えて納付を受けた場合には、受入れできる書類であること等を確認のうえ、現金または小切手を領収し、納付者等に領収証書を交付する<sup>(注)</sup>。

なお、歳入代理店等が窓口電子収納受入店である場合において、窓口電子収納対象の書類を受入れたときは、窓口MPN端末を利用して、納付情報の正当性を確認したうえ、現金または小切手を領収する。

(注) 歳入代理店等の店舗外に設置する国庫金対応ATM(納付者から現金および歳入金等にかかる納付書類を受け付け、国庫金として現金を収納したうえで納付者に領収証書を交付する機能を備えた現金自動預け払い機をいう。以下同じ。)により歳入金等を受入れる場合には、特定の歳入代理店等において受入れたものとして取扱うこと。なお、当日収納分として領収証書の交付および後方整理事務を行うことができる場合には、平日の早朝または深夜の時間帯においても国庫金対応ATMにより歳入金等を受入れても構わない。

○ II. 1. (2) イ. (イ) の(注1)を横線のとおり改める。

(注1) 国庫金対応ATM(納付者から現金および歳入金等にかかる納付書類を受け付け、国庫金として現金を収納したうえで納付者に領収証書を交付する機能を備えた現金自動預け払い機をいう。以下同じ。)により歳

入金等の書類を受入れる際に確認することができない事項がある場合には、事後的に歳入代理店等の職員が当該事項を確認することでよい。この場合、国庫金対応ATMでの受入時に納付者に連絡先を入力させるなど、納付者と連絡を取ることが可能な体制とすること。

○ Ⅱ. 1. (2) イ. (ロ) a. (c) を横線のとおり改める。

(c) 小切手の合計金額が領収金額を超えないものであること<sup>(注4)</sup> (ただし、小切手の合計金額が300万円未満の場合に限り、歳入金等と地方税とを同時に受入れることができるため、この場合は、歳入金等の領収金額を超えても問題ない(小切手の合計金額が歳入金等と地方税の合計金額を超えていない場合に限る。))。

○ Ⅱ. 3. (3) ハ. (ニ) を横線のとおり改める。

(ニ) 歳入代理店等は、(イ)により取りまとめた単位で、集計表(書式第1号)を作成する(記載例8参照)。この場合、次の点に注意する。

以下略(不変)

○ Ⅱ. 3. (3) ハ. (ホ) (注1) を横線のとおり改める。

(注1) 領収印の押なつに代えて、「集計表作成店」を機械印字することができる(ひな型は記載例1参照)。この場合、あらかじめ日本銀行(OCR処理店)にその旨を連絡する(Ⅰ. 7. (6) (注) 8. 参照)。

○ Ⅲ. 3. (1) ニ. を横線のとおり改める。

ニ. 払込店は、イ. により取りまとめた単位で、~~集計表（書式第1号）~~を作成する（記載例8参照）。この場合、次の点に注意する。

以下略（不変）

○ Ⅲ. 3. (1) ホ. を横線のとおり改める。

ホ. 払込店は、ニ. により作成した集計表の各片に領収印または集計表集中作成店印<sup>(注1)</sup>（日付は歳入代理店等における受入日）を押したうえ、当該各片を次により取扱う。

(イ)	}	略（不変）
(ロ)		
(ハ)		

(注1) 集計表を機械作成する場合には、集計表集中作成店印の押なつに代えて「集計表作成店」を印字することができる（ひな型は記載例1参照）。この場合、あらかじめ日本銀行（OCR処理店）にその旨を連絡する（~~I. 7. (6) (注) 8.~~参照）。

○ Ⅲ. 4. を横線のとおり改める。

#### 4. 歳入金等受入合計表等の作成

払込店は、受入日単位で、自店が取りまとめにあたるすべての歳入代理店等から、受入書類等の送付を受けた場合には、(1)の表の「作成区分」ごとに、同表の「作成のもととなる書類」欄に記載の書類に基づき、同表のイ. については歳入金等受入合計表~~（書式第2号）~~および歳入金等受入小計表~~（書式第3号）~~を、同表のロ. およびハ. については歳入金等受入合計表を、それぞれ作成する（記載例10参照）。この場合、(2)の点に注意する。

以下略（不変）



○ Ⅲ. 5. (1) を横線のとおり改める。

(1) 歳入金等受入日計表の作成

払込店は、4. により歳入金等受入合計表を作成した場合には、同表を集計して、歳入金等受入日計表(書式第4号)を作成する(記載例 11 参照)。この場合、次の点に注意する。

以下略(不変)

○ **付録Ⅰ** 記載例 2 (留意事項) 4. (2) を次のとおり改める(全面改正)。

(2) 領収印の押し直しをする場合には、次のとおり取扱う。

日銀OCR分の受入書類の場合	領収済通知書は、原則として、表面に押し直すことができる十分な余白がある場合には当該余白に押し、十分な余白がない場合には押し直しを行うことなく表面の適宜の余白に必要記入事項(日付、店名および領収の旨)を記載する。領収証書および領収控は領収欄近辺の余白に押す。
官庁OCR分(参考書式第9号(3)に限る。)の受入書類の場合	領収済通知書は裏面(住所、氏名欄の裏面)に、領収証書および領収控は領収欄近辺の余白に押す。
上記以外の受入書類の場合	3片とも領収欄近辺の余白に押す。

○ **付録Ⅰ** 記載例 8 中「払込店においては集計表集中作成店印」を「払込店においては領収印または集計表集中作成店印を」に改める。

○ **付録Ⅲ** 様式第 10 号、様式第 11 号、様式第 12 号および様式第 13 号の(備考) 1. を次のとおり改める(全面改正)。

1. 「新資金払込店名」欄または「旧資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の右部分にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

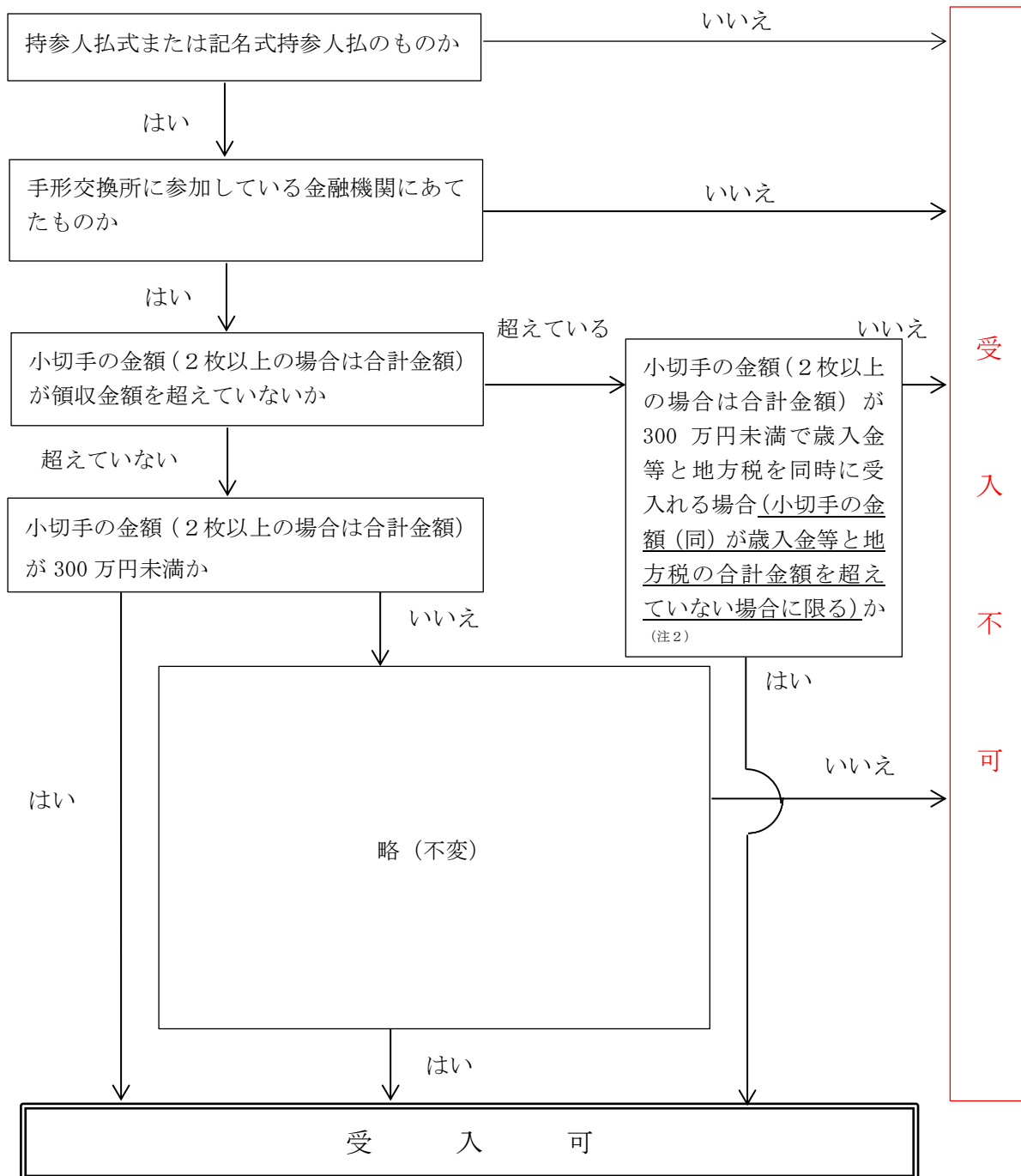
- 付録Ⅳ 別表 1 を次のとおり改める（全面改正）。

別表 1 削除

- 付録Ⅳ 別表 4 を横線のとおり改める。

別表4 受入可能な小切手か否かを判断するためのフローチャート

1. 通常分 (注1)



(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)